

社会福祉法人長井市社会福祉協議会ボランティア登録派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりが共に支え合う福祉のまちづくりを推進するため、社会福祉法人長井市社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）が実施するボランティア登録派遣事業に関し必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 ボランティア登録派遣事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) ボランティアの登録、変更及び取消に関すること。
- (2) ボランティアの派遣及び相談に関すること。
- (3) ボランティア情報の管理及び提供に関すること。
- (4) ボランティアの発掘及び養成に関すること。
- (5) ボランティアの活動促進に関すること。
- (6) ボランティア登録派遣事業の周知及び啓発に関すること。
- (7) その他ボランティア登録派遣事業に関し必要なこと。

(登録要件)

第3条 ボランティア登録派遣事業にボランティアとして登録（以下「ボランティア登録」という。）できるものは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす個人又は団体とする。

- (1) ボランティア登録派遣事業の目的を理解し、賛同するもの
- (2) 長井市内に居住、通勤若しくは通学している者又は長井市内においてボランティア活動を現に実践している個人若しくは団体
- (3) 政治的、宗教的又は営利的な活動を目的としないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号の規定に該当しないもの
- (5) 登録を希望する者が未成年者の場合は、保護者の同意を得た者

(登録手続)

第4条 ボランティア登録を希望するものは、長井市社会福祉協議会ボランティア登録申請書（様式第1号）を社会福祉法人長井市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(登録決定の通知)

第5条 会長は、前条の登録の申請を受けたときは、その内容を審査し、長井市社会福祉協議会ボランティア登録決定・不決定通知書（様式第2号）により、当該申請をしたものに通知する。

2 会長は、前項の決定をしたときは、長井市社会福祉協議会ボランティア登録者名簿（様式第3号）に当該申請をしたものを登録する。

(登録の有効期限)

第6条 ボランティア登録の有効期限は、登録の日から登録の日が属する年度の末日までとする。

2 前項の期間内にボランティア登録者（以下「登録者」という。）から登録の取り消しの申出がないときは、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（登録の変更）

第7条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに会長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第8条 会長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 取消の申出をしたとき。

(2) ボランティア登録派遣事業を利用して政治的、宗教的又は営利的な活動を行ったとき。

(3) ボランティア登録申請内容に偽りがあったとき。

(4) その他登録者として不適当と会長が認めるとき。

（登録者の派遣）

第9条 登録者の派遣を希望するものは、ボランティア派遣申請書（様式第4号）により会長に申請するものとする。

2 会長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、登録者と調整を行った上、ボランティア派遣を決定する。

3 会長は、前項の規定によりボランティア派遣を決定したときは、当該派遣を申請したもの（以下「派遣先」という。）に派遣する登録者の連絡先等必要な情報を提供する。

4 派遣先は、必要に応じて登録者と連絡を取り、登録者のボランティア活動が円滑に行われるように努めるものとする。

5 派遣先は、ボランティア派遣に係る業務の終了後、速やかに長井市社会福祉協議会ボランティア派遣報告書（派遣先用）（様式第5号）を会長に提出するものとする。

6 登録者の派遣は、原則として長井市内に限るものとする。

（登録者の報告）

第10条 登録者は、ボランティア活動の終了後、速やかに長井市社会福祉協議会ボランティア派遣報告書（登録者用）（様式第6号）を会長に提出するものとする。

（ボランティア派遣の制限）

第11条 会長は、ボランティア派遣が次の各号のいずれかに該当するときは、ボランティア派遣を行わないものとする。

(1) ボランティアの活動が政治的、宗教的又は営利的な活動と認められるとき。

(2) ボランティア派遣申請書の記載内容に重大な偽りがあったとき。

(3) その他ボランティア派遣を行うことが不適当と会長が認めるとき。

（費用負担）

第12条 登録者の活動は、原則として無償とする。ただし、材料費その他の実費は、派遣先の負担とする。

（ボランティア活動保険の加入）

第13条 登録者は、ボランティア活動保険に加入するよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第14条 登録者は、ボランティア活動の実施に当たり知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。登録者でなくなった場合においても同様とする。

2 派遣先は、ボランティア活動の実施に当たり知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。ボランティア活動が終了した後においても同様とする。

(研修)

第15条 登録者は、必要に応じてボランティアセンターが実施する研修会等に参加し、資質の向上に努めるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるものほか、ボランティア登録派遣事業に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

社会福祉法人長井市社会福祉協議会

会 長

様

申請者 住 所

氏 名

長井市社会福祉協議会ボランティア登録申請書

社会福祉法人長井市社会福祉協議会ボランティア登録派遣事業実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおりボランティア登録を申請します。

個人登録 の場合	住 所		電 話		
	ふりがな		F A X		
	氏 名		e-mail		
	生年月日				
団体登録 の場合	ふりがな		設立年月日	会 員 数	
	団 体 名		年 月 日	人	
	代 表 者	住 所	電 話		
		ふりがな	F A X		
		氏 名	e-mail		
	連 絡 先	住 所	電 話		
		ふりがな	F A X		
		氏 名	e-mail		
	活動状況		<input type="checkbox"/> 毎週()曜日 ()時()分 ~ ()時()分 <input type="checkbox"/> 毎月()回 第()週 ()時()分 ~ ()時()分 <input type="checkbox"/> 不定期 月()回、年()回程度 <input type="checkbox"/> その他()		
	活動分野		<input type="checkbox"/> 講話 <input type="checkbox"/> 音楽 <input type="checkbox"/> 舞踊 <input type="checkbox"/> 朗読 <input type="checkbox"/> 寸劇 <input type="checkbox"/> 工作 <input type="checkbox"/> 手品 <input type="checkbox"/> レクリエーション <input type="checkbox"/> 環境保全 <input type="checkbox"/> 手話 <input type="checkbox"/> 傾聴 <input type="checkbox"/> 地域支援 <input type="checkbox"/> 高齢者への支援 <input type="checkbox"/> 子どもへの支援 <input type="checkbox"/> 障がいのある人への支援 <input type="checkbox"/> 病院・施設への支援 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭への支援 <input type="checkbox"/> その他()		
確認事項		① 「ボランティア講師一覧」への掲載の可否 【可・不可】 (市内高齢者団体等へ配布します。公開内容：団体名、代表者名、活動内容) ② ボランティア活動保険への加入状況 【加入・未加入・わからない】 ③ ボラセン情報メールの配信希望の有無 【希望する・希望しない】			

(ボランティアセンター記入欄)

登録年月日	年 月 日	登録番号		受付担当	
-------	-------	------	--	------	--

様

社会福祉法人長井市社会福祉協議会
会 長 ㊟

長井市社会福祉協議会ボランティア登録決定・不決定通知書

年 月 日付けで提出のあった長井市社会福祉協議会ボランティア登録申請について下記のとおり決定したので、社会福祉法人長井市社会福祉協議会ボランティア登録派遣事業実施要綱第5条第1項の規定により通知します。

審 査 結 果	1 長井市社会福祉協議会ボランティア登録者として登録します。 2 長井市社会福祉協議会ボランティア登録者として登録しません。 [登録できない理由]
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	
個人又は団体名	
団体の代表者名	
登録の有効期限	年 月 日 から 年 3 月 31 日まで

(注)

- ① 登録申請書の内容に変更が生じた場合、変更の申請をしてください。
- ② 申請内容に虚偽の事実があったとき、又は登録要件に該当しなくなったときは、登録を取り消します。
- ③ 登録期間内にボランティア登録者から登録の取り消しの申出がないときは、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

(様式第4号)

年 月 日

社会福祉法人長井市社会福祉協議会
会 長 様

申請者氏名 _____

(団体名) _____

住 所 _____

連絡先 (☎) _____

ボランティア派遣申請書

社会福祉法人長井市社会福祉協議会ボランティア登録派遣事業実施要綱第9条第1項の規定により
ボランティア登録者の派遣を下記のとおり申請します。

記

希望する活動内容	イベント・研修会等参加予定人数 人
実施予定会場	
実施予定日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
派遣希望人数	ボランティア登録者の派遣希望人数 計 人
この事業を何で 知りましたか?	<input type="checkbox"/> 社協だより <input type="checkbox"/> 社協のホームページ <input type="checkbox"/> 紹介・ロコミ <input type="checkbox"/> 事業チラシ <input type="checkbox"/> ミニデイ説明会 <input type="checkbox"/> その他 ()

ボランティアセンター記入欄

派遣ボランティア (団体) 名	
-----------------	--

(様式第 5 号)

年 月 日

社会福祉法人長井市社会福祉協議会
会 長 様

報告者氏名 _____

(団体名) _____

報告者住所 _____

連絡先 (☎) _____

長井市社会福祉協議会ボランティア派遣報告書 (派遣先用)

ボランティア派遣に係る業務が終了したので、社会福祉法人長井市社会福祉協議会ボランティア登録派遣事業実施要綱第 9 条第 5 項の規定により下記のとおり報告します。

記

実施した活動内容	イベント・研修会等参加人数 人
実施会場	
実施日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
派遣者の氏名 又は団体名	ボランティア活動者の人数 計 人
ボランティア派遣 を利用した感想	

(様式第 6 号)

年 月 日

社会福祉法人長井市社会福祉協議会
会 長 様

報告者氏名 _____

(団体名) _____

報告者住所 _____

連絡先 (☎) _____

長井市社会福祉協議会ボランティア派遣報告書 (登録者用)

ボランティア活動が終了したので、社会福祉法人長井市社会福祉協議会ボランティア登録派遣事業実施要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

依 頼 先	
実 施 会 場	
実 施 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
活動内容	活動人数 人
ボランティア活動 で気付いたこと等	